

# R3事業継続支援給付金給付事業

【営業時間短縮要請協力金（県への負担金）（第5期）】

商工観光部商工振興課

事業費：28,777千円

## 事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では市内中小企業者等を対象に、第1期、第2期の事業継続支援給付金給付事業を実施し、現在も第3期の給付事業を実施しているところである。

また、8月上旬には東京都外5府県に緊急事態宣言、14道府県にまん延防止等重点措置が発令されるなど、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大し、本県においても8月6日にステージⅢに引き上げられていた感染拡大の警戒基準が、8月13日にはステージⅣに引き上げられ、鹿児島県独自の緊急事態宣言を発令するとともに、8月16日から8月29日までの2週間、本市の飲食店等に営業時間短縮要請が行われた。

8月17日の本県に対する国の「まん延防止等重点措置」の適用の決定に伴う、8月20日から9月12日までの本市への措置区域の指定は解除となり、酒類の提供禁止・大規模集客施設の営業時間短縮要請は解除となったが、飲食店等への営業時間短縮要請は、引き続き、9月13日から9月30日までの18日間で再延長された。

これまでの感染症拡大の長期化で、経営に大きな影響を受けている飲食店事業者は、今回の営業時間短縮要請の再延長により、更に厳しい経営状況に置かれている。

## 事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県による市内飲食店を対象とした令和3年9月12日までの営業時間短縮要請期間が再延長されたことに伴い、鹿児島県が協力要請に応じた飲食店に支給する協力金のうち、その1割を負担する。

【対象者】 鹿児島県（鹿児島県が実施する営業時短要請協力金事業への負担金）

【積算根拠】 時短要請期間：令和3年9月13日から9月30日までの18日間

市内対象店舗数：513店舗（市試算）

287,763千円×0.1（1割負担）≒28,777千円

【事業費】 28,777千円（負担金補助及び交付金）